

1 計画の趣旨

東海市（以下、「本市」という。）では、都市宣言に掲げている「子育てと結婚を応援するまち東海市」にふさわしい「日本一子育てしやすいまち」を目指し、子育て支援のための施策を実施しています。平成17年度以降、東海市次世代育成支援行動計画を推進し、子どもが健やかに成長できることや、子育てをする人の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことを目指して、魅力あるまちづくりを進めてきました。しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境の現状は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立を感じる家庭は少なくありません。また、働く女性の増加により、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組みである子ども・子育て支援新制度では、

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

を目指しています。そして、子ども・子育て関連3法の1つ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）においては、地方公共団体が、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することを義務づけています。

そこで、本市では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、「東海市次世代育成支援行動計画」を踏まえながら、平成27年度から31年度の5か年を計画期間とした、「東海市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。



本市は「子育てと結婚を応援するまち東海市」として都市宣言に掲げており、未婚化や晩婚化、また、子育てをすることへの負担感が少子化の背景にもなっていることを受け、未婚者の出会うふれあいの場をつくるとともに、安心して子育てができる環境を整備することに重点を置き、少子化問題への戦略的な取り組みについて、「すべての子どもと家庭をしあわせにする まちづくり」を基本理念として進めます。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 新たな制度の目的

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）などの法律に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策を進めてきました。

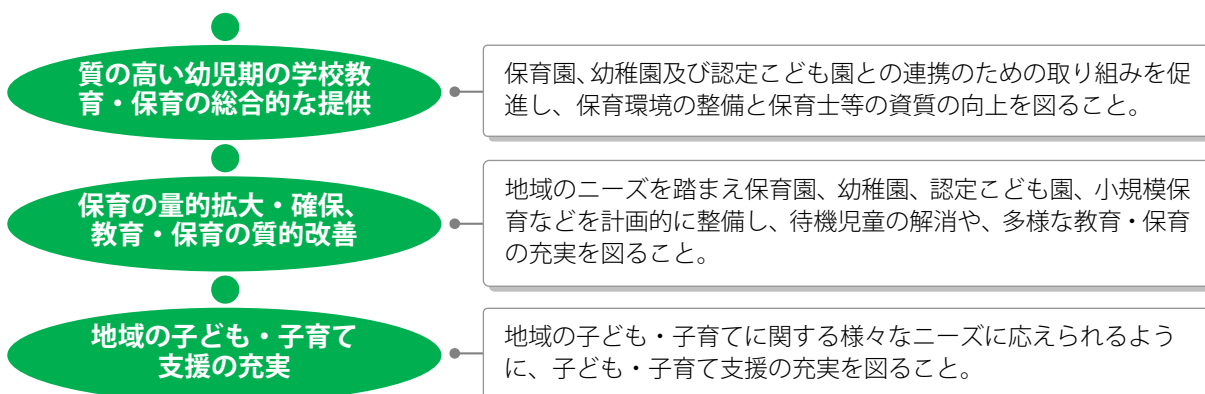
そして、更なる子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みとして、子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）が創設されました。

【 子ども・子育て関連3法と新制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（新認定こども園法）
3. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（関連整備法）

新制度は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。



(2) 給付・支援事業について

新制度のもとでは、市が保護者などに提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

子ども・子育て支援給付

- ① 子どものための教育・保育給付
 - ・施設型給付
認定こども園、幼稚園^{※1}、認可保育所^{※2}
 - ・地域型保育給付^{※3}
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- ② 子どものための現金給付
 - ・児童手当

※1 公立幼稚園及び新制度に移行する私立幼稚園のみ対象とする。移行しない幼稚園は私学助成を継続する。

※2 私立の認可保育所については、地方自治体が認可保育所に委託費を支払う仕組みとする。

※3 教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは施設型給付と同様とする。

地域子ども・子育て支援事業

子どもや子育て家庭を対象として、市が地域の実情に応じて実施する事業。

- ① 利用者支援事業^{※4}（新規）
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業^{※5}
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業^{※6}
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

※4 一人ひとりの子どもが健やかに成長できる地域を実現するため、子ども及びその保護者などが多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業。

※5 保護者の疾病や仕事などにより、家庭における養育が一時的に困難になった児童について、施設で必要な養育を行う事業。

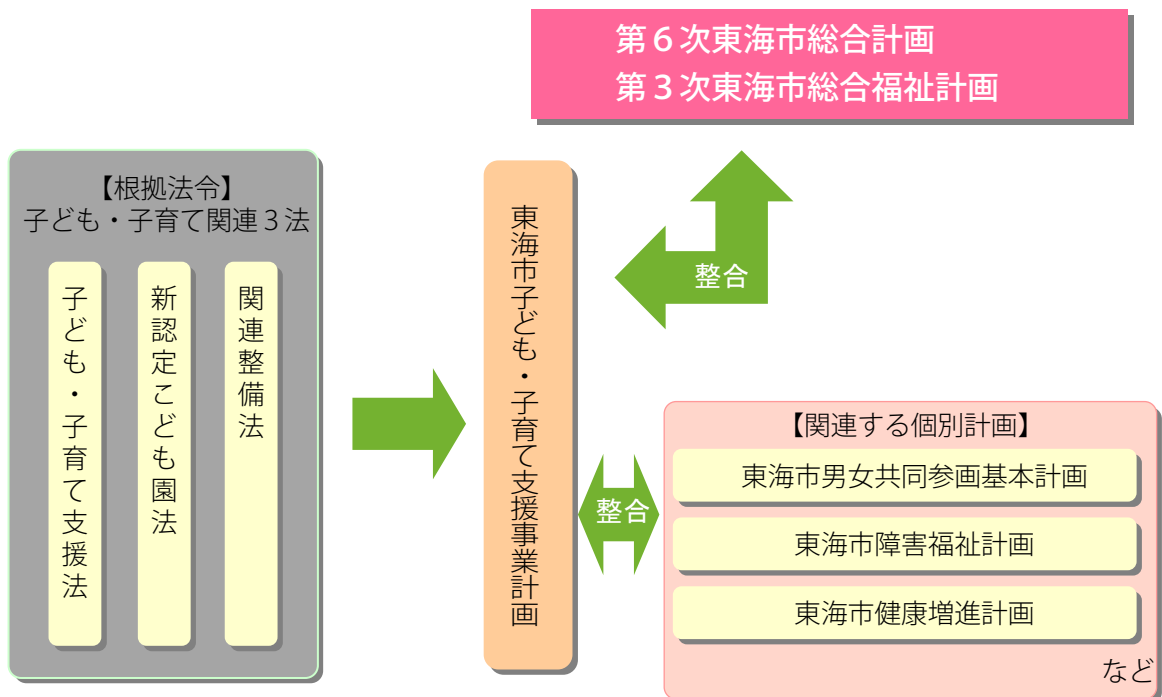
※6 育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、有償で児童を自宅などで預かる相互援助活動を行う事業。

3 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

- 本計画は、すべての子ども自身の「育ち」と子育て家庭の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育園、幼稚園、学校、事業者、市などが相互に連携し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援事業を推進するための「東海市の取り組み」として位置づけます。
- 本計画は、次世代育成支援対策推進法による東海市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価を踏まえて策定するとともに、上位計画である東海市総合計画や東海市総合福祉計画、個別計画である東海市男女共同参画基本計画などとの整合性を図ります。なお、東海市次世代育成支援行動計画は、本計画に引き継いだものとしします。
- 本計画では、待機児童対策、地域の子育て支援事業などの施策を推進するとともに、保健、医療、福祉、教育、労働など、子どもと子育て中の保護者を取り巻く、これらの施策の総合的・一体的な推進を図ります。

【 計画の位置づけ 】




(2) 計画の期間

子ども・子育て支援法においては、平成27年度からの5年間で1期とした事業計画を定めるものとしていることから、平成27年度から平成31年度までを計画の期間とします。

また、計画内容と実態に大きな違いが生じた場合は、計画の見直しを行います。

【 計画期間 】

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
策定					



4 計画の策定経過

(1) 「東海市子ども・子育て支援会議」の設置

本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、子育て支援に関する事業に従事する者、市民代表などで構成する「東海市子ども・子育て支援会議」を設置し、本計画の内容について協議しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、平成25年11月に「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。調査対象は、就学前児童（0歳～6歳）の保護者、就学児童（6歳～12歳）の保護者で、平成25年10月20日現在の住民基本台帳から抽出しました。

併せて「結婚と子育てに関するアンケート調査」を実施し、結婚や子育て、就労などに関する実態の把握を行いました。調査対象は、市内在住の20～30歳の成人男女を平成25年10月20日現在の住民基本台帳から抽出しました。

区 分	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	1,500通	898通	59.9%
就学児童の保護者	1,000通	593通	59.3%
成 人 男 女	3,200通	739通	23.1%